

令和元年6月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月28日（金）、夏のボーナス（令和元年6月期の期末・勤勉手当）が支給されます。支給月数（成績標準者）は2.195月相当であり、一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は約679,100円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約679,100円

支給月数	2.195月	（昨年2.095月）
平均給与額	約309,400円	（昨年約311,500円）
（俸給＋扶養手当＋地域手当等）		

平均年齢 35.5歳（昨年35.9歳）

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ（平成30年国家公務員給与等実態調査（人事院））によるものです。

昨年8月の人事院勧告に基づく給与法の改正により、6月期の支給月数は0.1月分増加しています。これは下記の理由によるものです。

- ① 期末手当の年間の支給月数は昨年と同じであるものの、本年から6月期と12月期の支給月数を均等化（6月期0.075月分増加、12月期0.075月分減少）

昨年	6月期：1.225月	12月期：1.375月	年間：2.6月
本年	6月期：1.3月	12月期：1.3月	年間：2.6月

- ② 勤勉手当の支給月数の引上げにより、6月期0.025月分増加

昨年	6月期：0.87月	→	本年	6月期：0.895月
----	-----------	---	----	------------

なお、昨年同期の期末・勤勉手当額は約652,600円であり、上記を踏まえ、勤勉手当の支給月数の増のみを加味して昨年同期と比べると、平均額（成績標準者）は約0.9%の増となります。

(参考) 主な特別職等の令和元年6月期の期末手当の支給額の試算例

	支 給 額	返 納 後 の 額 (注3)
内閣総理大臣	約569万円	約398万円
国 務 大 臣	約415万円	約332万円
(一般職) (事務次官)	約323万円	
(局長クラス)	約246万円	
最高裁長官	約569万円	
衆・参両院議長	約527万円	
国 会 議 員	約314万円	

(注1) 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.675月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)

(注2) 上記の支給額は、平成30年12月2日から令和元年6月1日まで在職したものとして(在職期間率100%)試算したものであり、実際の支給額とは異なる場合があります。

(注3) 内閣総理大臣及び国務大臣については、平成30年10月2日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当: 佐藤、清水、深井

特別職担当: 北浦、寺崎、荻野

電 話: (直通) 03-6257-3759

F A X: 03-3502-0604